

（第32号議案）

中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正する条例

中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年中野区条例第11号）

2 改正理由

次の厚生労働省令の改正に伴い、条例を整備する必要がある。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第37号）

3 改正内容

中野区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
目次（略）	目次（略）
第1章・第2章（略）	第1章・第2章（略）
第3章 運営に関する基準	第3章 運営に関する基準
第6条～第13条（略）	第6条～第13条（略）
（指定介護予防支援の業務の委託）	（指定介護予防支援の業務の委託）
第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。	第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経な	（1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議

<p>ければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第15条～第29条 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第15条～第29条 (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p> <p>附則</p>
---	---

4 対象となる事業
介護予防支援